

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正について（通知）

本年の給与改定に伴う「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が本日公布されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。
つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知してくださいますようお願いいたします。

記

- 1 改正の目的
この改正条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成 28 年 10 月 19 日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、職員に対して支給する諸手当の改定をするもの。
- 2 改正内容
(1) 期末手当及び勤勉手当
次のとおり支給月数を引上げ

区分		改正前の支給月数			改正後の支給月数					
					平成28年度			平成29年度以降		
		6 月期	12月期	計	6 月期	12月期	計	6 月期	12月期	計
再任用 職員以外 の職員	期末手当	月 1. 20	月 1. 35	月 2. 55	月 1. 20	月 1. 35	月 2. 55	月 1. 20	月 1. 35	月 2. 55
	勤勉手当	月 0. 70	月 0. 70	月 1. 40	月 0. 70	月 <u>0. 80</u>	月 <u>1. 50</u>	月 <u>0. 75</u>	月 <u>0. 75</u>	月 <u>1. 50</u>
	計	月 1. 90	月 2. 05	月 3. 95	月 1. 90	月 <u>2. 15</u>	月 <u>4. 05</u>	月 <u>1. 95</u>	月 <u>2. 10</u>	月 <u>4. 05</u>
再任用 職員	期末手当	月 0. 64	月 0. 735	月 1. 375	月 0. 64	月 0. 735	月 1. 375	月 0. 64	月 0. 735	月 1. 375
	勤勉手当	月 0. 35	月 0. 35	月 0. 70	月 0. 35	月 <u>0. 40</u>	月 <u>0. 75</u>	月 <u>0. 375</u>	月 <u>0. 375</u>	月 <u>0. 75</u>
	計	月 0. 99	月 1. 085	月 2. 075	月 0. 99	月 <u>1. 135</u>	月 <u>2. 125</u>	月 <u>1. 015</u>	月 <u>1. 11</u>	月 <u>2. 125</u>

(2) 扶養手当

- ア 子以外の扶養親族に係る扶養手当の月額を1人につき6,500円に引下げ、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、5,000円を加算する前の額)を1人につき10,000円に引上げ
- イ 職員に配偶者がいない場合にあっては、扶養親族のうち1人に係る扶養手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止
- ウ 手当額の改定については、見直しによる影響を緩和する必要があることから、段階的に実施

(3) 扶養手当の支給割合の特例措置

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に支給する扶養手当に関する特例について、次の表のとおり。

なお、人事委員会勧告の趣旨を考慮しつつ、勧告内容を以下のとおり修正して実施。

- ア 平成29年度からの扶養手当の見直しのうち、職員に配偶者がいない場合の1人目の子について、対象となる職員は、いわゆるひとり親世帯に該当する場合が多いと考えられ、特に配慮が必要であることから、他の区分と同様に4年間で見直しを完了

年 度 扶養親族		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者		13,000円	11,500円	10,000円	8,500円	6,500円
子		6,500円	7,500円	8,500円	9,500円	10,000円
父母等		6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
職員に配偶者がいない場合の1人目	子	11,000円	11,000円	10,500円	10,500円	10,000円
	父母等	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円	6,500円

3 実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施。

ただし、2の(1)の平成28年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは、平成28年12月1日から適用。

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当 岩原
TEL : 088-821-4906